

收支報告

令和3年 3 月 8 日

檀原市議会議長
原山 大亮 殿

氏名 関田 亮

令和2年度政務活動費収支報告について

檀原市議会政務活動費交付に関する条例第5条の規定により、別紙のとおり

令和2年度政務活動費収支報告書を提出します。



令和2年度 政務活動費収支報告書

氏名 奥田 寛

1 収 入

政務活動費 250,000 円

2 支 出

| 項 目 | 金 額 (円) | 備 考 |
|-------|---------|------|
| 研究研修費 | | |
| 調査旅費 | | |
| 資料作成費 | | |
| 資料購入費 | 36,940 | 情報公開 |
| 広報広聴費 | | |
| 人件費 | | |
| 事務所費 | | |
| 合 計 | 36,940 | |

3 残 額 213,060 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



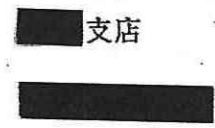
〆〆 〆〆 〆〆



1



無利息普通預金



支店

総合口座通帳 貯蓄預金

5

奥田 寛 様

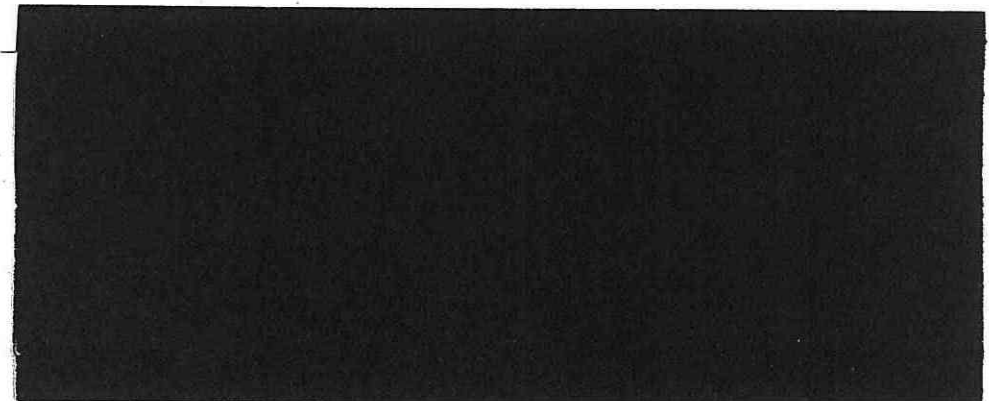
総合口座通帳 総合口座

店番 [Redacted] 口座番号 [Redacted]

Shooting Star

銀行





| | | | | |
|----------|----|-------------|---------|----------|
| 31-04-25 | 振込 | カシラシキ"カイシ"ム | 250,000 | ¥750,000 |
| 01-05-22 | 振替 | | 500,000 | ¥250,000 |
| 01-10-25 | 振込 | カシラシキ"カイシ"ム | 250,000 | ¥500,000 |
| 02-04-24 | 振込 | カシラシキ"カイシ"ム | 250,000 | ¥750,000 |
| 02-05-21 | 振替 | | 500,000 | ¥250,000 |
| 02-09-17 | | | 7,020 | ¥242,980 |
| 02-10-07 | | | 5,110 | ¥237,870 |
| 02-10-21 | | | 13,690 | ¥224,180 |
| 02-11-02 | | | 6,240 | ¥217,940 |
| 02-11-19 | | | 4,880 | ¥213,060 |
| 03-03-16 | | | 213,060 | ¥0 |

④資料購入費

領収書等添付表

(令和2年度報告分)

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 番号 | ④ - 1 |
| 項目名 | 研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報広聴費・人件費・事務所費 |

領収書等貼付欄

・【奈良公園室】行政文書写しの交付分

No. 11722-28

納付書兼領収証書

| サイズ | 白黒 カラー | 枚数 | 単価 | 金額 |
|-----|-----------|-----|----|-------|
| A4版 | 白黒 | 345 | 10 | 3,450 |
| | カラー | 53 | 50 | 2,650 |
| A3版 | 白黒 | 4 | 10 | 40 |
| | カラー | 2 | 50 | 100 |
| 合計 | | 404 | - | 6,240 |

| | | | |
|-------|-------|------------------------|---|
| 納入義務者 | 住所・氏名 | 奈良県橿原市今井町2-5-2 奥田 寛 | 様 |
|-------|-------|------------------------|---|

| | | | |
|-----------------|---|------------|----------------------|
| 令和2年度 | | 一般会計 | |
| 款 | | 項 | |
| 諸収入 | | 雑入 | |
| 目 | | 節 | |
| 雑入 | | 雑入 | |
| 発行機関 | 奈良県法務文書課 | | |
| 科目コード | 12084 | 収納区分 | 1 事前決議収納 2 事後決議収納 |
| 納付目的 | 複写料 奈良公園室 情報公開 A4 白黒 345枚 A3 黒 4枚 カラー 53枚 2枚 | | |
| 領収金額 | 十位 | 百万 | 千 円 |
| | | | ¥ 6 2 4 0 |
| 上記の金額を領収しました。 | | | |
| 令和2年 8月19日 | | | |
| 奈良県出納員 分任出納員 | 氏名 | [Redacted] | |
| | 領収印 | [Redacted] | |

(納入者保管)

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合、按分を必要とする場合は按分率を記載し金額を計算してください。

| | | |
|--------------|-------|---|
| 添付領収書合計 | 6240 | 円 |
| - 按分率 | (/) | |
| 政務活動費で計上する金額 | 6240 | 円 |

行政文書一部開示決定通知書

奈 公 第 115 号
令和 2年 8月 7日

奥田 寛 様

奈良県知事 荒井 正吾

令和2年6月11日付けで請求のありました行政文書の開示について、奈良県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり、行政文書の一部を開示することと決定しましたので通知します。

| | | | |
|--|--|-------------------|--------------------------------|
| 1 開示する行政文書の名称等 | 別紙のとおり | | |
| 2 開示の実施の方法等 (1) 開示の実施の方法等 * 裏面の説明をお読み下さい | 開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。 ・実施の方法：写しの交付 なお、下表に記載した他の方法及び(2)に記載した日時のうち都合のよい日を選択することもできます。 | | |
| 求めることができる開示の実施の方法 | 行政文書の種類・数量等 | 開示の実施の方法 | 行政文書全体について写しの交付を受ける場合の作成に要する費用 |
| | A 4判文書 白黒 345枚 カラー 53枚 A 3判文書 白黒 4枚 カラー 2枚 | ①閲覧 ②写しの交付 | 6,240円. |
| (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所 | 令和2年8月11日から同年10月9日まで (奈良県の休日を定める条例に規定する休日を除く。)の9:00から17:00まで 県政情報センター (県庁東棟 1階) 電 話 (0742) 27-8348 | | |
| (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数 | 写しは、写しの作成及び送付に要する費用の納入が確認できしだい送付します。 | | |
| 3 開示しない部分 | 別紙のとおり | | |
| 4 上記部分を開示しない理由 | 別紙のとおり | | |
| 5 4の理由がなくなる期日 | / | | |
| 6 担当する課又は出先機関の名称等 | 地域デザイン推進局 奈良公園室 奈良公園パターナル運営係 電 話 (0742) 27-8074 (内線 4309) | | |
| 備 考 | | | |

別紙

1. 開示する行政文書の名称

- ・平成29年12月15日付け起案「(仮称)登大路バスターミナル店舗運営管理事業に係る募集公告について」
- ・平成29年12月26日付け起案「(仮称)登大路バスターミナル店舗運営管理事業の公告何の取消しについて」
- ・平成29年12月28日付け起案「(仮称)登大路バスターミナル店舗運営管理事業の再公募に係る公告について」
- ・平成30年1月26日付け起案「(仮称)登大路バスターミナル店舗運営管理事業にかかる参加資格の審査結果の通知及び提案書の提出依頼について」
- ・平成30年1月31日付け起案「(仮称)登大路バスターミナル店舗運営管理事業にかかる店舗区画⑤(カフェ)の再度募集について」
- ・平成30年3月20日付け起案「(仮称)登大路バスターミナル店舗運営管理事業に係る優先交渉権者及び次点交渉権者の決定通知及び提案書の非選定通知の送付について」
- ・平成30年3月28日付け起案「(仮称)登大路バスターミナル店舗運営管理事業にかかる店舗区画①(飲食店)の再度募集について」
- ・平成30年4月20日付け起案「(仮称)登大路バスターミナル店舗運営管理事業に係る優先交渉権の無効について」
- ・まちづくり推進局奈良公園室長が会計局総務課長宛に発出した平成30年4月4日付け奈公第11号「入札情報ホームページにおけるリンク設定のお願い」に係る起案
- ・平成30年8月23日付け起案「(仮称)登大路バスターミナル店舗運営管理事業にかかる店舗区画④の再度募集について」
- ・まちづくり推進局奈良公園室長が会計局総務課長宛に発出した平成30年9月6日付け奈公第136号「入札情報ホームページにおけるリンク設定のお願い(依頼)」に係る起案
- ・平成31年4月13日付け調定決議書(決議番号H3100063)
- ・令和元年10月1日付け調定決議書(決議番号H3100320)
- ・奈良公園バスターミナル料金体系別 利用実績集計表(平成31年度)

3. 開示しない部分

- (1) 法人の優先交渉権を無効とした理由に係る記述のうち、逮捕の日時、罪名、種別並びに逮捕場所並びに被疑者並びに事案の概要の各記述
- (2) 参加資格審査における不適合理由の一部

領収書等添付表

(令和2年度報告分)

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 番号 | ④ - 2 |
| 項目名 | 研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費 広報広聴費・人件費・事務所費 |

領収書等貼付欄

原本

領収書

奥田寛 様

[販売]

| | | | |
|-----------------|--------|----|--------|
| 30円収入印紙 | 30円 | 1枚 | ¥30 |
| レターパックライト(370円) | 370円 | 1枚 | ¥370 |
| 140円普通切手・ヤマブキ | 140円 | 1枚 | ¥140 |
| 5,000円収入印紙 | 5,000円 | 1枚 | ¥5,000 |
| 1,000円収入印紙 | 1,000円 | 1枚 | ¥1,000 |
| 500円収入印紙 | 500円 | 1枚 | ¥500 |
| 300円収入印紙 | 300円 | 1枚 | ¥300 |
| 50円収入印紙 | 50円 | 1枚 | ¥50 |
| 小計 | | | ¥7,390 |

| | |
|----------|--------|
| 課税計(10%) | ¥0 |
| (内消費税等) | ¥0 |
| 非課税計 | ¥7,390 |

| | |
|-------|--------|
| 合計 | ¥7,390 |
| お預り金額 | ¥8,000 |
| おつり | ¥610 |

収入印紙の買戻しや汚染・毀損した場合の交換はできませんのでご注意ください。



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時: 2020年 8月27日 14:23
 担当: [Redacted]
 発行No. 200827J1984 端N05箱01
 連絡先: 榎原郵便局
 TEL: 0570-072-491

コピー

領収書

奥田寛 様

[販売]

| | | | |
|-----------------|--------|----|--------|
| 30円収入印紙 | 30円 | 1枚 | ¥30 |
| レターパックライト(370円) | 370円 | 1枚 | ¥370 |
| 140円普通切手・ヤマブキ | 140円 | 1枚 | ¥140 |
| 5,000円収入印紙 | 5,000円 | 1枚 | ¥5,000 |
| 1,000円収入印紙 | 1,000円 | 1枚 | ¥1,000 |
| 500円収入印紙 | 500円 | 1枚 | ¥500 |
| 300円収入印紙 | 300円 | 1枚 | ¥300 |
| 50円収入印紙 | 50円 | 1枚 | ¥50 |
| 小計 | | | ¥7,390 |

| | |
|----------|--------|
| 課税計(10%) | ¥0 |
| (内消費税等) | ¥0 |
| 非課税計 | ¥7,390 |

| | |
|-------|--------|
| 合計 | ¥7,390 |
| お預り金額 | ¥8,000 |
| おつり | ¥610 |

収入印紙の買戻しや汚染・毀損した場合の交換はできませんのでご注意ください。



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時: 2020年 8月27日 14:23
 担当: [Redacted]
 発行No. 200827J1984 端N05箱01
 連絡先: 榎原郵便局
 TEL: 0570-072-491

※上記領収書のうち、レターパックライト(370円)は計上しない。

| 領収書合計 | 未請求 (レターパックライト) | 政務活動費で計上 |
|-------|--------------------|----------|
| 7,390 | 370 | 7,020 |

・収入印紙 6,880円
 ・郵便切手 140円

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合、按分を必要とする場合は按分率を記載し金額を計算してください。

| | |
|--------------|--------|
| 添付領収書合計 | 7390 円 |
| - 按分率 | (/) |
| 政務活動費で計上する金額 | 7020 円 |

行政文書開示決定通知書

奥田 寛 様

文化庁長官
宮田 亮 平



令和 2 年 6 月 1 日付け (令和 2 年 6 月 2 日受付) で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (以下「法」という。) 第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- ・平成 30 年度文化財多言語解説整備事業費補助金 (文化財多言語解説整備事業) 交付申請書 (奈良市内における文化財多言語整備事業)
- ・平成 30 年度文化財多言語解説整備事業費補助 (第 1 回) の交付決定について (30 庁財第 5 1 1 号)
- ・「平成 30 年度文化財多言語解説整備事業 (第 1 回) の交付決定について (平成 30 年 9 月 2 8 日付 30 庁財第 5 1 1 号)」の一部修正について (30 庁財第 5 2 2 号)
- ・平成 30 年度文化財多言語解説整備事業補助金 (文化財多言語解説整備事業) 実績報告書 (奈良市内における文化財多言語整備事業)
- ・平成 30 年度文化財多言語解説整備事業費補助金 (文化財多言語解説整備事業) 交付申請書 (奈良県中南和地域における文化財多言語解説整備事業)
- ・平成 30 年度文化財多言語解説整備事業補助 (第 2 回) の交付決定について (30 文庁第 4 2 6 号)
- ・平成 30 年度文化財多言語解説整備事業費補助金 (文化財多言語解説整備事業) 実績報告書 (奈良県中南和地域における文化財多言語解説整備事業)
- ・令和元年度文化資源活用事業費補助金 (文化財多言語解説整備事業) 交付申請書 (奈良県内文化財多言語解説整備事業)
- ・令和元年度文化財多言語解説整備事業 (第 2 回) の交付決定について (元文庁第 3 5 7 号)
- ・令和元年度文化資源活用事業費補助金 (文化財多言語解説整備事業) 実績報告書 (奈良県内文化財多言語解説整備事業)
- ・令和元年度文化資源活用事業費補助金 (文化財多言語解説整備事業) 交付申請書 (西大寺における文化財多言語解説整備事業)
- ・令和元年度文化財多言語解説整備事業 (第 4 回) の交付決定について (元文庁第 8 8 9 号)
- ・令和元年度文化資源活用事業費補助金 (文化財多言語解説整備事業) 実績報告書 (西大寺における文化財多言語解説整備事業)

2 不開示とした部分とその理由

個人の氏名及び所属については、特定の個人を識別できる情報であり、法第 5 条第 1 号に該当します。

法人 (地方公共団体を除く。) である業者の名称、住所、連絡先、印影、銀行口座、お客様コード、契約者番号及び振込指定日については、法人その他の団体に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから法第 5 条第 2 号イに該当します。

法人（地方公共団体を除く。）である申請代表者の印影並びに担当者の氏名及び連絡先については、法人その他の団体に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから法第5条第2号イに該当します。

交付申請書における地方公共団体の担当者の連絡先については、行政機関の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報であり、法第5条第6号柱書きに該当します。

起案者の連絡先については、行政機関の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報であり、法第5条第6号柱書きに該当します。

以上の理由により不開示としました。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文化庁長官に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求ができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国（訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。）を被告として、同法12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

6580 A

3 開示の実施の方法等（*同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

下記に記載した方法のうち、希望される方法等により、開示の実施を受けられます。

| 行政文書の種類・数量 | 開示の実施の方法 | 開示実施手数料の額 (算定基準) | 行政文書全体について開示を受けた場合の基本額 | 行政文書全体について開示を受けた場合の開示実施手数料 (注1) |
|---|--|-------------------------------------|------------------------|------------------------------------|
| A 4判文書 706枚 (片面580枚、両面63枚(うちカラー236枚)) | ①閲覧 | 100枚までにつき 100円 | 800円 | 200円 |
| | ②複写機により白黒で複写したものの交付 | 用紙1枚につき 10円 | 7,080円 | 6,480円 |
| A 3判文書 2枚 (片面2枚) | ③複写機によりカラーで複写したものの交付 | 用紙1枚につき 20円 | 9,440円 | 8,840円 |
| | ④スキャナーにより電子化し、CD-Rに複写したものの交付(PDFファイル) | CD-R1枚につき 100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額 | 7,180円 (注2) | (注2) |
| | ⑤スキャナーにより電子化し、DVD-Rに複写したものの交付(PDFファイル) | DVD-R1枚につき 120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額 | 7,200円 (注2) | (注2) |

(注1) 「行政文書の開示の実施方法等申出書」提出時に必要な収入印紙の額になります。ただし、複数の開示の実施の方法を希望する場合は、金額が異なりますのであらかじめ、下記公文書監理室まで御連絡ください。

(注2) CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なること等により開示実施手数料が変動することや保有する処理装置の性能等により必ずしも御希望どおりの開示の実施ができない場合がありますので、開示の実施方法の申出を

する前にあらかじめ担当課まで御連絡ください。

- (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所
日時：8月20日から9月23日まで（土・日曜日、休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）
10:00から17:30まで（昼休み12:00～13:00を除く。）
場所：文部科学省公文書監理室 2階
※本決定通知書及び同封の「行政文書の開示の実施方法等申出書」をお持ちください。
- (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料
写しの送付を希望する場合は、開示実施手数料の他に郵送料（郵便切手）が必要となります。郵送料（郵便切手）を同封の上、「行政文書の開示の実施方法等申出書」を以下の郵送先まで送付してください。

<郵送先>

〒100-8959
東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省大臣官房総務課公文書監理室情報公開係

※「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定です。

※郵送料：ゆうパック80サイズまで1,080円（複写機により白黒で複写したものの交付の場合の郵送料となります。）

* 問合せ先

文部科学省 TEL 03-5253-4111（代表）

（決定の内容について）文化庁文化資源活用課専門官付 内線 2415

（実施方法等について）文部科学省大臣官房総務課公文書監理室 内線 2572

40A
20A

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3・(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10ページは「複写機により白黒で複写したもの」を受け、残りは閲覧する等）もできます。

一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の複写機により白黒で複写したものを受け取れることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3・(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「* 問合せ先」に記載した担当まで御連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、当方に届くように御提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料（郵便切手）が必要になりますので、「行政文書の開示に実施方法等申出書」に郵送料（郵便切手）を同封の上、文部科学省大臣官房総務課公文書監理室まで送付してください。

CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なること等により開示実施手数料が変動することや保有する処理装置の性能等により必ずしも御希望どおりの開示の実施ができない場合がありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

○150ページある行政文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

○150ページある行政文書の複写機により白黒で複写したものの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1500円 → 手数料は1200円

○150ページある行政文書のうち100ページを閲覧し、20ページについて複写機により白黒で複写したものの交付を受ける場合（残りの30ページは開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 複写機により白黒で複写したものの交付に係る基本額200円 = 計300円
→ 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けた方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。

3 開示決定等に係る不服申立て等

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（令和26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文化庁長官に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求ができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国（国を代表するものは法務大臣となります。）を被告として、この決定を取消しを求める訴訟を提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起できなくなります。）

なお、裁判所については、東京地方裁判所又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄となります。

4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書を御持参ください。

5 問合せ先

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について、御不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

行政文書の開示の実施方法等申出書

文化庁長官 殿



氏名又は名称

奥田 寛

住所又は居所

638-0812 奈良県生駒郡 2-5-2

連絡先電話番号

090-3867-8200

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 行政文書開示決定通知書の番号等

* 日付 令和 2 年 8 月 13 日
文書番号 2 受文庁第 1444 号



2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください

手
あへ
CDR
追加
第2

| 行政文書の名称 | 種類・量 | 実施の方法 | |
|---|--------------------------------|-----------------------|---------------|
| 平成 30 年度文化財多言語解説整備事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）交付申請書（奈良市内における文化財多言語整備事業） | A4判文書19枚（片面19枚（うちカラー3枚）） | 1 閲覧 | ①全部 ②一部（ ） |
| | | 2 複写機により白黒で複写したものの交付 | ①全部 ②一部（ ） |
| | | 3 複写機によりカラーで複写したものの交付 | ①全部 ②一部（ ） |
| | | 4 | ①全部 ②一部（ ） |
| 平成 30 年度文化財多言語解説整備事業費補助（第 1 回）の交付決定について（30 庁財第 5 1 1 号） | A4判文書19枚（片面17枚，両面1枚（うちカラー3枚）） | 1 閲覧 | ①全部 ②一部（ ） |
| | | 2 複写機により白黒で複写したものの交付 | ①全部 ②一部（ ） |
| | | 3 複写機によりカラーで複写したものの交付 | ①全部 ②一部（ ） |
| | | 4 | ①全部 ②一部（ ） |
| 「平成 30 年度文化財多言語解説整備事業（第 1 回）の交付決定について（平成 30 年 9 月 28 日付 30 庁財第 5 1 1 号）」の一部修正について（30 庁財第 5 2 2 号） | A4判文書26枚（片面12枚，両面7枚（うちカラー15枚）） | 1 閲覧 | ①全部 ②一部（ ） |
| | | 2 複写機により白黒で複写したものの交付 | ①全部 ②一部（ ） |
| | | 3 複写機によりカラーで複写したものの交付 | ①全部 ②一部（ ） |
| | | 4 | ①全部 ②一部（ ） |
| 平成 30 年度文化財多言語解説整備事業補助金（文化財多言語解説整備事業）実績報告書（奈良市内における文化財多言語整備事業） | A4判文書11枚（片面11枚（うちカラー1枚）） | 1 閲覧 | ①全部 ②一部（ ） |
| | | 2 複写機により白黒で複写したものの交付 | ①全部 ②一部（ ） |
| | A3判文書1枚（片面1枚） | 3 複写機によりカラーで複写したものの交付 | ①全部 ②一部（ ） |

(1)

| | | | |
|---|------------------------------------|-----------------------|----------------|
| | | 4 | ①全部 ②一部 () |
| 平成30年度文化財多言語解説整備事業費補助金(文化財多言語解説整備事業)交付申請書(奈良県中南和地域における文化財多言語解説整備事業) | A4判文書20枚(片面20枚(うちカラー3枚)) | 1 閲 覧 | ①全部 ②一部 () |
| | | 2 複写機により白黒で複写したものの交付 | ①全部 ②一部 () |
| | | 3 複写機によりカラーで複写したものの交付 | ①全部 ②一部 () |
| | | 4 | ①全部 ②一部 () |
| 平成30年度文化財多言語解説整備事業補助(第2回)の交付決定について(30文庁第426号) | A4判文書25枚(片面11枚,両面7枚(うちカラー15枚)) | 1 閲 覧 | ①全部 ②一部 () |
| | | 2 複写機により白黒で複写したものの交付 | ①全部 ②一部 () |
| | | 3 複写機によりカラーで複写したものの交付 | ①全部 ②一部 () |
| | | 4 | ①全部 ②一部 () |
| 平成30年度文化財多言語解説整備事業費補助金(文化財多言語解説整備事業)実績報告書(奈良県中南和地域における文化財多言語解説整備事業) | A4判文書11枚(片面11枚(うちカラー1枚)) | 1 閲 覧 | ①全部 ②一部 () |
| | | 2 複写機により白黒で複写したものの交付 | ①全部 ②一部 () |
| | A3判文書1枚(片面1枚) | 3 複写機によりカラーで複写したものの交付 | ①全部 ②一部 () |
| | | 4 | ①全部 ②一部 () |
| 令和元年度文化資源活用事業費補助金(文化財多言語解説整備事業)交付申請書(奈良県内文化財多言語解説整備事業) | A4判文書152枚(片面152枚(うちカラー27枚)) | 1 閲 覧 | ①全部 ②一部 () |
| | | 2 複写機により白黒で複写したものの交付 | ①全部 ②一部 () |
| | | 3 複写機によりカラーで複写したものの交付 | ①全部 ②一部 () |
| | | 4 | ①全部 ②一部 () |
| 令和元年度文化財多言語解説整備事業(第2回)の交付決定について(元文庁第357号) | A4判文書51枚(片面25枚,両面13枚(うちカラー21枚)) | 1 閲 覧 | ①全部 ②一部 () |
| | | 2 複写機により白黒で複写したものの交付 | ①全部 ②一部 () |
| | | 3 複写機によりカラーで複写したものの交付 | ①全部 ②一部 () |
| | | 4 | ①全部 ②一部 () |
| 令和元年度文化資源活用事業費補助金(文化財多言語解説整備事業)実績報告書(奈良県内文化財多言語解説整備事業) | A4判文書230枚(片面174枚,両面28枚(うちカラー118枚)) | 1 閲 覧 | ①全部 ②一部 () |
| | | 2 複写機により白黒で複写したものの交付 | ①全部 ②一部 () |
| | | 3 複写機によりカラーで複写したものの交付 | ①全部 ②一部 () |

| | | | |
|---|--|-----------------------|----------------|
| | | 4 | ①全部 ②一部 () |
| 令和元年度文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）交付申請書（西大寺における文化財多言語解説整備事業） | A4判文書81枚 （片面81枚（うちカラー5枚）） | 1 閲 覧 | ①全部 ②一部 () |
| | | 2 複写機により白黒で複写したものの交付 | ①全部 ②一部 () |
| | | 3 複写機によりカラーで複写したものの交付 | ①全部 ②一部 () |
| | | 4 | ①全部 ②一部 () |
| 令和元年度文化財多言語解説整備事業（第4回）の交付決定について（元文庁第889号） | A4判文書35枚 （片面21枚，両面7枚（うちカラー15枚）） | 1 閲 覧 | ①全部 ②一部 () |
| | | 2 複写機により白黒で複写したものの交付 | ①全部 ②一部 () |
| | | 3 複写機によりカラーで複写したものの交付 | ①全部 ②一部 () |
| | | 4 | ①全部 ②一部 () |
| 令和元年度文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）実績報告書（西大寺における文化財多言語解説整備事業） | A4判文書26枚 （片面26枚（うちカラー9枚）） | 1 閲 覧 | ①全部 ②一部 () |
| | | 2 複写機により白黒で複写したものの交付 | ①全部 ②一部 () |
| | | 3 複写機によりカラーで複写したものの交付 | ①全部 ②一部 () |
| | | 4 | ①全部 ②一部 () |
| 計 | A4判文書706枚 （片面580枚，両面63枚（うちカラー236枚）） | 1 閲 覧 | ①全部 ②一部 () |
| | | 2 複写機により白黒で複写したものの交付 | ①全部 ②一部 () |
| | A3判文書2枚 （片面2枚） | 3 複写機によりカラーで複写したものの交付 | ①全部 ②一部 () |
| | 4 | ①全部 ②一部 () | |

3 開示文書の閲覧を希望する日 令和 年 月 日

* 行政文書開示決定通知書「(2) 事務所における開示を実施することができる日時，場所」に記載の期間内の日を御記載ください。

4 「写しの送付」の希望の有無

(有
無)

: 同封する郵便切手の額 400円

開示実施手数料

6880 円

(受付印)

ここに収入印紙を貼ってください

※収入印紙を貼る前に以下を必ずお読みください。
(開示実施手数料について)
実施を希望される方法に応じて、必要額の収入印紙をお貼りください(以下の金額は文書全体を開示した場合の金額です。)

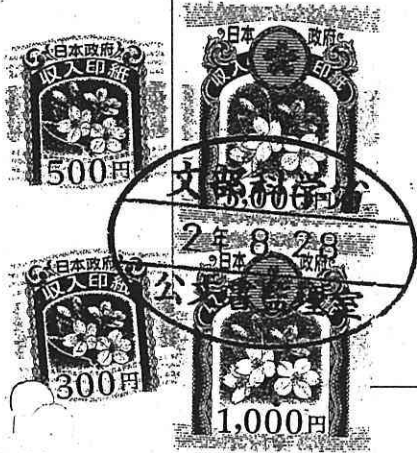
- ① 閲覧を希望される場合 _____ 200円
- ② 複写機により白黒で複写したものの交付を希望される場合 _____ 6,480円
- ③ 複写機によりカラーで複写したものの交付を希望される場合 _____ 8,840円

上記以外の実施を御希望の場合は、御提出前にお問い合わせください。

文部科学省

2年 8. 28

公文書監理室



* 問合せ先

文部科学省 TEL 03-5253-4111 (代表)

(決定の内容について) 文化庁文化資源活用課専門官付 内線 2415

(実施方法等について) 文部科学省大臣官房総務課公文書監理室 内線 2572



令和2年7月22日

奥田 寛 様

令和2年6月1日付け（令和2年6月2日受付）で御請求のありました件について、担当課に確認を行ったところ、本請求については行政文書ファイルの件数が2件になるとのことでした。

すでに1件分の収入印紙はいただいておりますが、あとの1件分の収入印紙（300円）を追納していただきたく御連絡をさせていただきました。

お手数をおかけしますが、下記まで御送付いただければと思います。

なお、追納に要した時間（令和2年7月22日の翌日から収入印紙が到着するまでの日数）は、開示決定等期限から除外されますので、あらかじめ御了承ください。

【本件連絡先】

〒100-8959

東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省（代表 03-5253-4111）

【送付先・手続きに関するお問い合わせ】

大臣官房総務課公文書監理室 情報公開係（内線 2572）

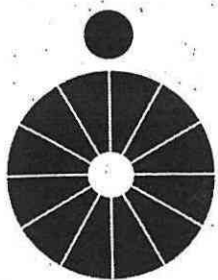
【件数・文書に関するお問い合わせ】

文化庁 文化資源活用課



〒634-0812
奈良県橿原市今井町2-5-2

奥田 寛 様



文部科学省

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2
電話・03-5253-4111 [代表]
IP電話・050-3772-4111 [代表]
ダイヤルイン・03-6734-

MEXT MINISTRY OF EDUCATION,
SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY
3-2-2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
TEL: +81-3-5253-4111 +81-50-3772-41
+81-3-6734- [direct]
<http://www.mext.go.jp/>

担当局課名

大臣官房総務課公文書監理室 情報公開係

領収書等添付表

(令和2年度報告分)

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 番号 | ④-3 |
| 項目名 | 研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報広聴費・人件費・事務所費 |

領収書等貼付欄

原本

コピー

NANTO BANK カードサービスご利用明細
いつもご利用いただきましてありがとうございます。

| | | | | |
|-------|--------|----------|-------|------|
| お取引内容 | 取扱い店 | ご利用年月日 | | |
| 現金振込 | 490 | 02-10-07 | | |
| お取引銀行 | お取引店 | 口座番号 | | |
| | **** | ***** | | |
| お取引 | 1万円(枚) | 5千円(枚) | 千円(枚) | 硬貨円 |
| 現金内訳 | 000 | 001 | 000 | ¥110 |
| お取扱時分 | お取引金額 | 手数料 | | |
| 11:30 | ¥5,000 | ¥110 | | |
| 残高 | | おつり | | |
| | * | ¥0 | | |

銀行使用欄

0121

ご案内またはお振込内容

お受取人

シオミ マキコ サマ

ご依頼人

オクタ ヒロツ(カツハラツキ"カイキ"イソ) サマ

裏面のご案内等もあわせてご覧ください。南都銀行

E72-107 202 805×6×1,000 HFP

NANTO BANK カードサービスご利用明細
いつもご利用いただきましてありがとうございます。

| | | | | |
|-------|--------|----------|-------|------|
| お取引内容 | 取扱い店 | ご利用年月日 | | |
| 現金振込 | 490 | 02-10-07 | | |
| お取引銀行 | お取引店 | 口座番号 | | |
| | **** | ***** | | |
| お取引 | 1万円(枚) | 5千円(枚) | 千円(枚) | 硬貨円 |
| 現金内訳 | 000 | 001 | 000 | ¥110 |
| お取扱時分 | お取引金額 | 手数料 | | |
| 11:30 | ¥5,000 | ¥110 | | |
| 残高 | | おつり | | |
| | * | ¥0 | | |

銀行使用欄

0121

ご案内またはお振込内容

お受取人

シオミ マキコ サマ

ご依頼人

オクタ ヒロツ(カツハラツキ"カイキ"イソ) サマ

裏面のご案内等もあわせてご覧ください。南都銀行

E72-107 202 805×6×1,000 HFP

領 収 証 No. _____

奥田 寛 様 2020年10月7日

★ 9,510.00

但し 国民投票の総てを書籍代として
上記正に領収いたしました

〒544-0003 大阪市生野区小路東 3-1-12-710
[国民投票/住民投票] 情報室
TEL/FAX: 06-6751-7345
E-mail: info.ref.jp@gmail.com

登録番号

GA1229

※著者からの購入により、著者割引適用

| | 定価 | 支払額※ |
|----|---------|-----------|
| 金額 | 5,700+税 | 5,000(税込) |
| 送料 | 込 | 込 |

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合、按分を必要とする場合は按分率を記載し金額を計算してください。

| | | |
|--------------|-------|---|
| 添付領収書合計 | 5110 | 円 |
| 按分率 | (/) | |
| 政務活動費で計上する金額 | 5110 | 円 |

住民投票の総て

刊行の
御案内

住民投票 の総て

「お任せ民主主義」からの脱却！地域の重要な問題は首長や議会に任せず、自分たち自身で学び、考え、話し合っ
て直接決めよう——そう決意して立ち上がった人々の劇的な動きをつぶさに紹介すると同時に、制度の不備についても的確に解説。

自治体警察の廃止、原発の建設、米軍基地の設置、周辺自治体との合併、市庁舎の建て替え、小中学校へのエアコン設置 等々さまざまなテーマで日本ではこれまでに1700件を超える住民投票が行われている。また実施を求めたものの議会で拒まれた事例が700件以上ある。地域の重要な問題は首長や議会任せにせず、自分たち自身で学び考え話し合っ
て決めよう——そう決意して立ち上がった人々の劇的な動きをつぶさに紹介すると同時に、制度の不備についても的確に解説。

今井 一 編著

A5版・440頁（別冊電子版100頁）

【国民投票／住民投票】情報室は、学者、弁護士、議員、主婦、学生、ジャーナリストなど多様な人々で構成されている市民グループです。2006年の結成以来、国民投票・住民投票に関わる情報の収集、発信やこの制度への理解を深めてもらうためのセミナーの開催、あるいは国民投票・住民投票の実現をめざす人々への協力、制度改革のための立法府への提言など、私たちはさまざまな活動を展開してきました。そして、そうした活動は沖縄県民投票、徳島市民投票をはじめ各地の住民投票運動に少なからぬ影響を及ぼしています。

そんな活動の集大成ともいえる書籍『住民投票の総て』を2020年10月に刊行します。この分野を専門とする学者・研究者はもちろんのこと、住民自治に関心を持つ市民やそれを追求する主権者にとって『住民投票の総て』は必読の書になると確信しています。ぜひ御購読ください。そして、お住いの地域の図書館に購入申請をしてください。

『住民投票の総て』2020年10月刊行（限定700冊）

七月七日

高皇和記
都市建設法
賛否投票

廣島の
運命かけるこの一票

棄権は
市の恥
世界がみてる

広島市・広島市選挙管理委員会



高知の意思を問う

米原町の電力な未来へこの一票!!

坂田町4町

海津市4町

津市1市2町

合併しない

投票日 3月31日

旧軍港市転換法賛否

投票百六月四日

賛成

さんせい

さんせい

投票にはみんな

参議院議員選挙と同じ場所で



明日、23日は住民投票の日です。

吉野川に一票を!

えっ? 選挙なの!?



CHANGE OSAKA 517

僕のごときは
キライでもいいでも、
大阪がひとつになる
ラストチャンスなんです。

あと3日!!

反対と書いて
下さい。

5月17日の住民投票に

反対

第1章 住民投票って何?

選挙とはどう違うのか。

さまざまな住民投票、その制度と実施事例を紹介する。

▶ 憲法 95 条に基づく住民投票

- ・ 広島市の「平和都市記念建設法」
- ・ 呉市などの「旧軍港市転換法」

▶ 時限立法に基づく住民投票

- ・ 自治体警察廃止の是非を問う。

全国各地で 1200 件以上の住民投票が実施される。

- ・ 戦中、強制的に合併された自治体の分離の是非を問う。

横須賀市から分離した逗子市の事例。

▶ 大都市法に基づく住民投票

- ・ 大阪市「大阪市の廃止・特別区の設置」(いわゆる都構想)の是非を問う住民投票。

▶ 条例制定に基づく住民投票

多くの人が住民投票の活用を求め、実績もある。

第2章 条例制定に基づく住民投票の胎動 (「巻町」以前)

- ▶ 東京都立川市——日本初の住民投票条例制定の直接請求運動(米軍立川基地の跡地利用)
- ▶ 高知県窪川町——日本初の住民投票条例制定(四国電力の原発建設)
- ▶ 鳥取県米子市——宍道湖・中海の淡水化事業の是非を問う住民投票条例制定の直接請求運動
- ▶ 三重県南島町、紀勢町——住民投票条例制定(中部電力の原発建設)

第3章 ルポルタージュ住民投票

- ▶ 巻町(新潟県)——「原発建設」の是非を問う
- ▶ 海山町(三重県)——「原発誘致」
- ▶ 刈羽村(新潟県)——「柏崎刈羽原発プルサーマル計画」
- ▶ 沖縄県——「日米地位協定の見直し及び米軍基地の整理縮小」
- ▶ 名護市——「米軍のヘリ基地建設」
- ▶ 改めて「辺野古埋め立て」で2度目の県民投票

市町村合併以外

| 議決日 | 自治体 | テーマ | 形式 | 下註 |
|------------|------------|-------------------------|------|-----|
| 1979-02-01 | 立川市(東京都) | 米軍立川基地の跡地利用 | 直接→× | (1) |
| 1982-07-19 | 津川町(高知県) | 四国電力の原子力発電所設置 | 首長→○ | (2) |
| 1983-12-26 | 大飯町(福井県) | 関西電力の原子力発電所設置 | 直接→× | |
| 1983-12-26 | 本郷町(広島県) | 町内での広島空港の建設 | 直接→× | |
| 1984-02-03 | 今治市(愛媛県) | 織田が浜埋め立て港の建設 | 直接→× | |
| 1984-04-24 | 逗子市(神奈川県) | 池子での米軍住宅建設 | 直接→× | |
| 1985-05-26 | 高知市(高知県) | 競馬場跡地の自然公園化 | 直接→× | |
| 1985-05-28 | 青森県 | 核燃料サイクル施設の建設立地 | 直接→× | |
| 1985-07-24 | 高槻市(大阪府) | 教育委員候補者の選定 | 直接→× | |
| 1985-12-21 | 池田町(岐阜県) | 町営有線テレビの設置 | 直接→× | |
| 1986-05-26 | 富来町(石川県) | 北陸電力の志賀原子力発電所建設 | 直接→× | |
| 1986-06-03 | 紀勢町(三重県) | 中部電力の芦浜原子力発電所建設及び事前環境調査 | 直接→× | |
| 1986-11-21 | 石巻市(宮城県) | 専修大学の誘致 | 直接→× | |
| 1987-07-15 | 逗子市(神奈川県) | 池子の米軍住宅建設計画 | 直接→× | |
| 1987-08-12 | 逗子市(神奈川県) | 池子の米軍住宅建設計画 | 直接→× | |
| 1988-07-12 | 米子市(鳥取県) | 中海の淡水化(国の干拓事業) | 直接→○ | (3) |
| 1988-10-13 | 逗子市(神奈川県) | 池子の緑の保存 | 直接→× | |
| 1988-12-03 | 北海道 | 北海道電力の泊原子力発電所1号機の運転開始 | 直接→× | (4) |
| 1989-05-10 | 阿久根市(鹿児島県) | 国立病院の存続拡充 | 直接→× | |
| 1990-01-31 | 徳島市(徳島県) | 海洋パーク事業への融資 | 直接→× | |
| 1990-09-17 | 富岡町(福島県) | 東京電力の福島第二原子力発電所3号機の運転再開 | 直接→× | |
| 1990-09-26 | 植葉町(福島県) | 東京電力の福島第二原子力発電所3号機の運転再開 | 直接→× | |
| 1990-12-20 | 俱知安町(北海道) | 一般廃棄物の処理手数料の徴収 | 直接→× | |
| 1991-03-07 | 芦屋町(福岡県) | 海岸埋め立て計画 | 直接→× | |

(1)~(4) 第4章で詳しく紹介している。

市町村合併以外

| 議決日 | 自治体 | テーマ | 形式 | 下註 |
|------------|---|-----------------------------|------|------|
| 2018-10-26 | 沖縄県 | (米軍基地建設のための) 迎野古里立て | 直接→○ | (91) |
| 実施 | 2019年2月24日/投票率52.48%、賛成18.99%、反対71.74%、どちらでもない8.70% | | | |
| 2018-11-05 | 宇陀市(奈良県) | リゾートホテル誘致 | 議員→○ | (92) |
| 実施 | 2018年12月16日/投票率51.32%、賛成48.03%、反対49.76% | | | |
| 2018-11-27 | 鎌倉市(神奈川県) | 市役所移転 | 長→△ | |
| 2018-12-13 | 浜松市(静岡県) | 2021年1月1日までの3区案での再編 | 長→△ | (93) |
| 実施 | 2019年4月7日(18歳)/投票率55.61%、3区案に賛成36.71%、3区案に反対・再編に賛成8.81%、再編に反対44.03% | | | |
| 2018-12-14 | 長崎市(長崎県) | 複合施設(MICE)の建設凍結 | 直接→× | |
| 2018-12-21 | 小牧市(愛知県) | 子ども未来館の整備計画 | 直接→× | |
| 2019-02-01 | 石垣市(沖縄県) | 陸上自衛隊配備計画 | 直接→× | |
| 2019-02-05 | 沼津市(静岡県) | JR沼津駅周辺鉄道の高架事業 | 直接→× | |
| 2019-03-08 | 新宮市(和歌山市) | 文化複合施設整備計画における63億円を超える事業費支出 | 直接→× | |
| 2019-03-14 | 鹿嶋市(茨城県) | 歴史資料館建設及び関東鉄道跡地利用関連事業 | 議員→× | (94) |
| 2019-03-15 | 宮城県 | 東北電力の女川原子力発電所の再稼働 | 直接→× | |
| 2019-03-22 | 芦屋市(兵庫県) | 放課後児童クラブ(学童保育)の民間委託 | 直接→× | |
| 2019-09-05 | 御前崎市(静岡県) | 産廃処理施設の建設 | 直接→ | |
| 2020-xx-xx | 茨城県 | 日本原電東海第2原子力発電所の再稼働 | | (95) |

(91) 第5章で詳しく紹介している。

(92) 「宇陀市保養センター美穂苑の老朽化に伴う宿泊事業者誘致事業・公園整備事業について市民の賛否を問う住民投票」。新市長がリゾートホテル誘致計画中止を決めたため、計画推進派の議員たちが条例案を提出。結果を受けて市長は中止表明。

(93) 現在の7区を3区に再編することの是非を問うもの。首長提出の原案は、区の再編の是非を問い、賛成した者にだけ3区案の是非を問うものであったが、議会の修正でまず3区案の是非を問い、反対した者にだけ再編の是非を問うものになった。また市長選や市議選と同日執行であることから投票運動に戸別訪問の制限を付加した。成立要件は投票率50%以上とし、市と市議会に尊重義務が生じる。

(94) 市長が白紙撤回した歴史資料館の構想を表明したため、条例案が議員提案された。

(95) 2020年1月より署名を集める予定。

特別データ 実施一覧・解説と統計グラフ：住民投票条例に基づいて行われた400件を超す住民投票、及び実施には至らなかったものの直接請求、議員提案などが行われたものも700件ほどを紹介。
[自治体名・年月日・テーマ・投票率・賛成率・反対率]を記した一覧表を掲示し、注釈で解説している。

- ▶ 住民投票法の制定を
 - 住民投票立法フォーラムが作成した「住民投票に関する特別措置法」(試案)
 - この「試案」の解説

特別データ 実施一覧・解説と統計グラフ

1979年に全国の自治体で初めて直接請求があった米軍立川基地の跡地利用に関する住民投票条例の提案から現在に至るまでの1200件以上の議案審査結果と、住民投票の実施に至った430件以上の投票の結果を一覧にして紹介。

別冊電子版(100頁)

件数が膨大なため掲載しなかった「市町村合併に関する住民投票」の詳細リストのほか、住民投票時に選挙管理委員会が発行した公報や投票用紙の写し、および賛否両派のポスター、チラシなどの画像を書籍購入者に「別冊電子版」として提供します。

- ▶ 御嵩町(岐阜県) — 「産廃処理施設建設」
- ▶ 神戸市 — 「市営神戸空港建設」
- ▶ 徳島市 — 「吉野川可動堰建設」
- ▶ 上尾市(埼玉県) — 「市町村合併」の住民投票
- ▶ 米原町(滋賀県) — 永住外国人の投票を認めた初の事例
- ▶ 岩国市(山口県) — 「米軍の基地機能移転」
- ▶ 佐久市(長野県) — 「文化会館建設」
- ▶ 新城市(愛知県)、南アルプス市(山梨県) — 「新市庁舎建設案」
- ▶ 「原発」大阪市民投票、「原発」東京都民投票、「原発」静岡県民投票の直接請求

第4章 海外の住民投票制度と実施事例

- ▶ スイス、アメリカにおける制度と事例を紹介。

第5章 日本の住民投票のこれから

- ▶ 「実施必至型住民投票条例」の制定を
- モデルとなる条例(「国民投票/住民投票」情報室作成)
- この型の条例について、福岡浩彦(元我孫子市長)の解説

自分のまちのことやから、自分で決めなアカン。

特別区設置住民投票

5月17日(日)

朝7時～夜8時

投票日には早やレジャーなどの予定は、人は投票所まで
不在者投票ができません。
明日投票・不在者投票の場合は
4/28(土)～5/18日(土) 毎日「土曜日
午後1時～午後5時」平日「土曜日
午後1時～午後5時」
※一部時間帯は投票所が閉鎖
詳しくは各区選挙管理委員会(区役所)に
大阪府選挙管理委員会(府役所)に
大阪市・区選挙管理委員会

私たちのまちとくらしにかかわる大切な投票です。



『住民投票の総て』は2020年10月刊行、定価5,700円(送料込み)です。

[国民投票/住民投票]情報室刊/ISBN 978-4-9909731-3-1 C0030/定価 本体5,700円+税
学生は3割引き(3,990円)。市民グループなどが10冊以上まとめて購入される場合は定価の15%引きで販売します。

●振込み先

三菱UFJ銀行 東大阪支店 普通：1355400 [国民投票/住民投票] 情報室

ゆうちょ銀行 ATM 電信振替・通常払込：00920-4-263946 [国民投票/住民投票] 情報室

※共にネットバンクで振り込むことができます。

●御手数をかけますが、振込み完了後に本会ウェブサイトの書籍注文のフォームもしくはメール alloftheref@gmail.com にて
[お名前・郵便番号・住所・振込み金融機関と振込み日・電話番号・注文冊数]を記して送信してください。



『住民投票の総て』制作・普及委員会

<http://ref-info.com>

FAX: 06-6751-7345



※本のお届けにかかる送料は当方で負担しますが、
振込手数料は恐れ入りますが御負担ください。

※消費税は、本会からの発送分については負担して
いただくわけですが、書店で購入される場合は
定価の10%分上乗せされます。御留意ください。



TUT
DAVART
VOTAZIUNS
DAL
PIEVEL

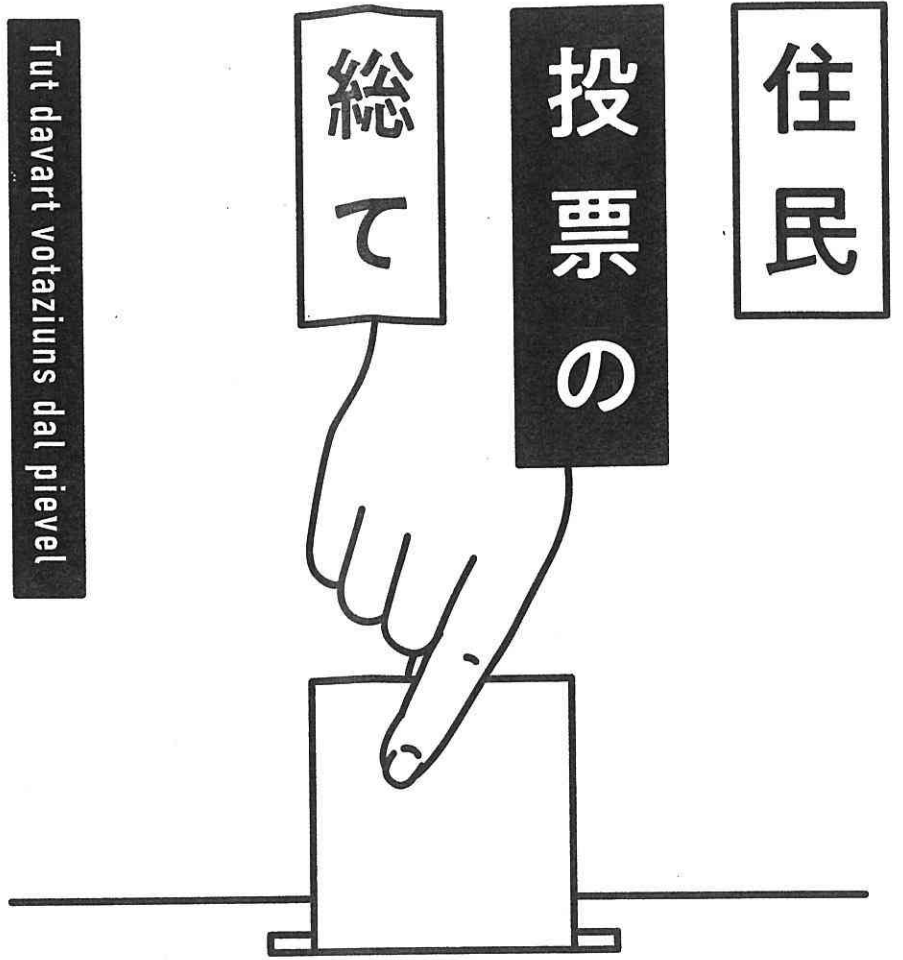
編著

今井
一



編著

今井
一



領収書等添付表

(令和2年度報告分)

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 番号 | ④-4 |
| 項目名 | 研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報広聴費・人件費・事務所費 |

領収書等貼付欄

①【ならの観光力向上課】行政文書写しの交付分

No.11763-24

| サイズ | 白黒 カラー | 枚数 | 単価 | 金額 |
|-----|-----------|-----|----|-------|
| A4版 | 白黒 | 102 | 10 | 1,020 |
| | カラー | 71 | 50 | 3,550 |
| A3版 | 白黒 | 1 | 10 | 10 |
| | カラー | 2 | 50 | 100 |
| 合計 | | 176 | - | 4,680 |

納付書兼領収証書

| | | | |
|-------|-------|---------------------|---|
| 納入義務者 | 住所・氏名 | 檀原市今町 2-5-2 奥田 寛 | 様 |
|-------|-------|---------------------|---|

②【観光プロモーション課】行政文書写しの交付分

| サイズ | 白黒 カラー | 枚数 | 単価 | 金額 |
|-----|-----------|-----|----|-------|
| A4版 | 白黒 | 171 | 10 | 1,710 |
| | カラー | 146 | 50 | 7,300 |
| 合計 | | 317 | - | 9,010 |

| 令和2年度 | | 一般会計 | | | | | | | | | |
|-----------------|---|------------|----------------------|----|----|---|---|------|---|-----|----|
| 款 | | 項 | | | | | | | | | |
| 諸収入 | | 雑収入 | | | | | | | | | |
| 目 | | 節 | | | | | | | | | |
| 雑収入 | | 雑収入 | | | | | | | | | |
| 発行機関 | 奈良県法務文書課 | | | | | | | | | | |
| 科目コード | 12084 | 収納区分 | 1 事前決議収納 2 事後決議収納 | | | | | | | | |
| 納付目的 | 複写料 観光プロモーション課 11/15 情報公開 2020観光力向上課 118,103枚 カラー21枚 | | | | | | | | | | |
| 領収金額 | <table border="1"> <tr> <td>十位</td><td>百万</td><td>千</td><td>円</td> </tr> <tr> <td>□□□□</td><td>7</td><td>136</td><td>90</td> </tr> </table> | | | 十位 | 百万 | 千 | 円 | □□□□ | 7 | 136 | 90 |
| 十位 | 百万 | 千 | 円 | | | | | | | | |
| □□□□ | 7 | 136 | 90 | | | | | | | | |
| 上記の金額を領収しました。 | | | | | | | | | | | |
| 令和2年10月8日 | | | | | | | | | | | |
| 奈良県出納員 分任出納員 | 氏名 | [Redacted] | | | | | | | | | |
| | | | 領収印 [Redacted] | | | | | | | | |

(納入者保管)

①4,680円 + ②9,010円 = 13,690円

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合、按分を必要とする場合は按分率を記載し金額を計算してください。

| | |
|--------------|---------|
| 添付領収書合計 | 13690 円 |
| - 按分率 | (/) |
| 政務活動費で計上する金額 | 13690 円 |

行政文書一部開示決定通知書

観光力第33号
令和2年9月24日

奥田 寛 様

奈良県知事 荒井正吾 印

令和2年9月10日付けで請求のありました行政文書の開示について、奈良県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり、行政文書の一部を開示することと決定しましたので通知します。

| 1 開示する行政文書の名称 | 別紙のとおり | | | | | | | | | | | | |
|---|--|----------|----------------------------------|-------------------|-------------|----------|----------------------------------|--|---------------------------|-----|--------|------------------------------|--------|
| 2 開示の実施の方法等 (1) 開示の実施の方法等 * 裏面の説明をお読みください | <p>開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。 実施の方法 閲覧</p> <p>なお、下表に記載した方法のうち他の方法及び(2)に記載した日時のうち都合の良い日を選択することもできます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">求めることができる開示の実施の方法</th> <th style="width: 20%;">行政文書の種類・数量等</th> <th style="width: 20%;">開示の実施の方法</th> <th style="width: 30%;">行政文書全体について写しの交付を受けられる場合の作成に要する経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>A 3判文書 白黒 1枚 カラー 2枚</td> <td>①閲覧</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">4,680円</td> </tr> <tr> <td>A 4判文書 白黒 102枚 カラー 71枚</td> <td>②写しの交付</td> </tr> </tbody> </table> | | | 求めることができる開示の実施の方法 | 行政文書の種類・数量等 | 開示の実施の方法 | 行政文書全体について写しの交付を受けられる場合の作成に要する経費 | | A 3判文書 白黒 1枚 カラー 2枚 | ①閲覧 | 4,680円 | A 4判文書 白黒 102枚 カラー 71枚 | ②写しの交付 |
| 求めることができる開示の実施の方法 | 行政文書の種類・数量等 | 開示の実施の方法 | 行政文書全体について写しの交付を受けられる場合の作成に要する経費 | | | | | | | | | | |
| | A 3判文書 白黒 1枚 カラー 2枚 | ①閲覧 | 4,680円 | | | | | | | | | | |
| | A 4判文書 白黒 102枚 カラー 71枚 | ②写しの交付 | | | | | | | | | | | |
| (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所 | <p>令和2年9月25日から同年11月26日まで(奈良県の休日定める条例に規定する休日を除く。)の9:00から17:00まで 県政情報センター (県庁東棟 1階) 電 話 (0742) 27-8348</p> | | | | | | | | | | | | |
| (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数 | <p>写しの送付は、写しの作成及び送付に要する費用の納入が確認でき次第送付します。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 3 開示しない部分 | 別紙のとおり | | | | | | | | | | | | |
| 4 上記部分を開示しない理由 | 別紙のとおり | | | | | | | | | | | | |
| 5 4の理由がなくなる期日 | / | | | | | | | | | | | | |
| 6 担当する課又は出先機関の名称等 | <p>産業・観光・雇用振興部観光局 ならの観光力向上課 もてなし力向上係・ブランド力向上係 電 話 (0742) 27-8051 (内線 2746)</p> | | | | | | | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | | | | | | | |

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県を被告として（奈良県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内にも提起することができます。

注1 開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（第11号様式）により申出を行ってください。

開示の実施の方法は、2-(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けることや、部分ごとに異なる方法を選択することもできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます。（ただし、その場合は最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）

事務所における開示の実施を選択される場合には、2-(2)「事務所において開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は、開示を受ける希望日の3日前には当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合には写しの作成に要する費用のほかに、郵送料が必要となります。

- 2 「開示の実施の方法等」の欄に、開示請求書に記載されていた「求める開示の実施の方法等」のとおり開示ができる旨が記載されており、かつ、それらの事項の変更を希望されない場合は、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」を提出する必要はありません。
- 3 事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出された場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、この通知書を係員に提示してください。
- 4 「開示しない理由がなくなる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。行政文書の開示を希望する場合は、記載された期日以後に改めて行政文書の開示を請求してください。

1. 開示する行政文書の名称

- ・令和2年4月1日付け起案「奈良県外国人観光客交流館における店舗販売及び倉庫用スペースにかかる行政財産使用許可について」
- ・平成31年3月15日付け起案「奈良県外国人観光客交流館における店舗売場及び倉庫用スペースに係る行政財産使用許可について」
- ・平成30年7月20日付け起案「奈良県外国人観光客交流館（奈良県猿沢イン）店舗売場及び倉庫用スペースに係る行政財産使用許可について」

<H30年度 奈良県外国人観光客交流館運営管理業務委託>

- ・平成31年5月15日付け支出命令書（決議番号：0004502）
- ・平成31年3月31日付け精算書（概算（複数回））（精算番号：00011）
- ・平成31年3月31日付け業務委託確認報告書に係る供覧文書
- ・平成30年4月1日付け起案支出負担行為決議書（目的：外国人観光客交流館運営業務委託 決議番号：00045）
- ・平成30年10月18日付け支出命令書（決議番号：0004501）

<H30年度 夢風ひろば（観光インフォメーションセンター運営事業）>

- ・平成31年3月31日付け精算書（概算（通常））（精算番号：00008）
- ・平成31年3月31日付け起案「平成30年度一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金実績報告について」
- ・平成31年3月25日付け起案「平成30年度一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金交付決定の変更について」
- ・平成30年8月1日付け支出命令書（決議番号：0005301）
- ・平成30年4月1日付け起案支出負担行為決議書（目的：奈良県観光インフォメーションセンター運営補助 決議番号：00053）
- ・平成30年4月1日付け起案「平成30年度奈良県観光インフォメーションセンター事業費補助金の額について」

2. 開示しない部分

- (1) 個人（奈良県職員、法人の代表者及び副理事長並びに法務局で閲覧できる情報を除く。）の氏名
- (2) お客様アンケートに記載された個人の宿泊日及び宿泊部屋番号
- (3) 奈良県外国人観光客交流館運営管理業務に係る清算明細書のうち、「観光案内等業務」欄の「ア 人件費（開演時間：8時～21時）」の内訳ごとの業務内容の一部、配置人数の一部及び勤務時間の一部並びに「宿泊運営業務」欄の「ケ 事務、フロント等 人件費」欄の内訳ごとの金額の一部
- (4) 奈良県外国人観光客交流館運営管理業務に係る見積明細書のうち、「観光案内等業務」欄の「ア 人件費（開演時間：8時～21時）」の内訳ごとの業務内容の一部、配置人数の一部及び勤務時間の一部並びに「宿泊運営業務」欄の「ケ 事務、フロント

等人件費」欄の内訳ごとの単価の一部及び合計金額の一部

- (5) 奈良県外国人観光客交流館運営管理業務に係る4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分支出経費一覧のうち、「ア 人件費」の内訳ごとの業務内容の一部、「事務・フロント等人件費(ホテル)」欄の内訳ごとの単価の一部及び合計金額の一部
- (6) 法人の口座情報(金融機関コード、金融機関名、店舗コード、店舗名、口座種別及び口座番号)

3. 上記部分を開示しない理由

(1) から (5) まで 条例第7条第2号に該当

(理由) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

(6) 条例第7条第3号に該当

(理由) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため

行政文書一部開示決定通知書

観プ第 84 号
令和2年9月24日

奥田 寛 様

奈良県知事 荒井 正 吾



令和2年9月10日付けで請求のありました行政文書の開示について、奈良県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり、行政文書の一部を開示することと決定しましたので通知します。

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---------------|--------------------------------|-------------------|-------------|----------|--------------------------------|------------------------------|---------------|--------|
| 1 開示する行政文書の名称 | 別紙のとおり | | | | | | | | | |
| 2 開示の実施の方法等 (1) 開示の実施の方法等 * 裏面の説明をお読みください | <p>開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。 実施の方法 写しの交付</p> <p>なお、下表に記載した方法のうち他の方法及び(2)に記載した日時のうち都合のよい日を選択することもできます。</p> <table border="1" data-bbox="284 1014 1369 1227"> <tr> <td rowspan="2">求めることができる開示の実施の方法</td> <td>行政文書の種類・数量等</td> <td>開示の実施の方法</td> <td>行政文書全体について写しの交付を受ける場合の作成に要する費用</td> </tr> <tr> <td>A4判文書 白黒 171枚 カラー 146枚</td> <td>①閲覧 ②写しの交付</td> <td>9,010円</td> </tr> </table> | | | 求めることができる開示の実施の方法 | 行政文書の種類・数量等 | 開示の実施の方法 | 行政文書全体について写しの交付を受ける場合の作成に要する費用 | A4判文書 白黒 171枚 カラー 146枚 | ①閲覧 ②写しの交付 | 9,010円 |
| 求めることができる開示の実施の方法 | 行政文書の種類・数量等 | 開示の実施の方法 | 行政文書全体について写しの交付を受ける場合の作成に要する費用 | | | | | | | |
| | A4判文書 白黒 171枚 カラー 146枚 | ①閲覧 ②写しの交付 | 9,010円 | | | | | | | |
| (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所 | <p>令和2年9月25日から同年11月26日まで（奈良県の休日を定める条例に規定する休日を除く。）の9:00から17:00まで 県政情報センター（県庁東棟 1階） 電 話 （0742）27-8348</p> | | | | | | | | | |
| (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数 | <p>写しは、写しの作成及び送付に要する費用の納入が確認できしだい送付します。</p> | | | | | | | | | |
| 3 開示しない部分 | 別紙のとおり | | | | | | | | | |
| 4 上記部分を開示しない理由 | 別紙のとおり | | | | | | | | | |
| 5 4の理由がなくなる期日 | | | | | | | | | | |
| 6 担当する課又は出先機関の名称等 | <p>産業・観光・雇用振興部観光局 観光プロモーション課新市場開発係 電 話 （0742）27-8553</p> | | | | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | | | | |

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県を被告として（奈良県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内にも提起することができます。

注1 開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（第11号様式）により申出を行ってください。

開示の実施の方法は、2-(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けることや、部分ごとに異なる方法を選択することもできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます。（ただし、その場合は最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）

事務所における開示の実施を選択される場合には、2-(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は、開示を受ける希望日の3日前には当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合には写しの作成に要する費用のほかに、郵送料が必要となります。

- 2 「開示の実施の方法等」の欄に、開示請求書に記載されていた「求める開示の実施の方法等」のとおり開示ができる旨が記載されており、かつ、それらの事項の変更を希望されない場合は、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」を提出する必要はありません。
- 3 事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出された場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、この通知書を係員に提示してください。
- 4 「開示しない理由がなくなる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。行政文書の開示を希望する場合は、記載された期日以後に改めて行政文書の開示を請求してください。



(別紙)

開示する行政文書の名称

一般財団法人奈良県ビジターズビューローに関する以下の文書

【うまし奈良めぐり実行委員会支出 関係】

- 1 平成30年4月1日付起案「平成30年度うまし奈良めぐり実行委員会事業負担金の額について」
- 2 平成30年4月1日付起案支出負担行為決議書(目的:うまし奈良めぐり実行委員会事業負担金 決議番号:00068)
- 3 平成30年11月1日付起案「うまし奈良めぐり実行委員会事業負担金の変更承認について」
- 4 平成31年3月8日付起案「うまし奈良めぐり実行委員会事業負担金の変更承認について」
- 5 平成31年3月31日付精算書(概算(通常))(精算番号:00012)
- 6 平成31年3月31日付起案「うまし奈良めぐり実行委員会事業負担金額の確定について」
- 7 平成31年3月31日付戻入決議兼戻入通知書(負担行為減額)(決議番号:00012)

【ビジターズビューロー補助金・負担金支出 関係】

<事業費>

- 8 平成30年4月1日付起案「平成30年度一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金の補助金の額について」
- 9 平成30年4月1日付起案支出負担行為決議書(目的:奈良県ビジターズビューロー活動支援事業補助金 決議番号:00010)
- 10 平成31年1月15日付起案「平成30年度一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金(一般会計分)変更承認申請について」
- 11 平成31年3月15日付起案「平成30年度一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金(一般会計分)変更承認申請について」
- 12 平成31年3月31日付精算書(概算(複数回))(精算番号:00014)
- 13 平成31年3月31日付起案「平成30年度一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金の額の確定について」
- 14 平成31年3月31日付戻入決議兼戻入通知書(負担行為減額)(決議番号:00014)

<負担金>

- 15 平成30年4月1日付起案「平成30年度一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費負担金の額について」
- 16 平成30年4月1日付起案支出負担行為決議書(目的:「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーン推進事業負担金 決議番号:00011)
- 17 平成31年3月31日付精算書(概算(通常))(精算番号:00015)
- 18 平成31年3月31日付起案「平成30年度一般財団法人奈良県ビジターズビューロー負担金の額の確定及び通知について」

<人件費>

- 19 平成30年4月1日付起案「平成30年度一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金の補助金額について」
- 20 平成30年4月1日付起案支出負担行為決議書(目的:奈良県ビジターズビューロー人件費補助 決議番号:00004)



- 21 平成31年3月31日付精算書（概算（複数回））（精算番号:00013）
- 22 平成31年3月31日付起案「平成30年度一般財団法人奈良県デジタルズビューロー事業費補助金の額の確定について（人件費分）」
- 23 平成31年3月31日付起案支出負担行為変更決議書（目的：奈良県デジタルズビューロー人件費補助 決議番号:00004）
- 24 平成31年3月31日付戻入決議兼戻入通知書（負担行為減額）（決議番号:00013）

【奈良県観光キャンペーン事業完了報告書 関係】

- 25 奈良赤レンガFESTIVAL報告書（2018.12.12）

開示しない部分

- 1 個人（公務員及び専務理事、副理事長及び法人の代表者を除く。）の氏名及び一部の役職
- 2 個人の住所、給与手当、福利厚生費及び計、賃金額並びに個人を特定できる記述及び一部の個人の肖像
- 3 法人の口座情報（金融機関コード、金融機関名、店舗コード、店舗名、口座種別及び口座番号）及びメールアドレス
- 4 一般財団法人奈良県デジタルズビューローに係る職員名簿

上記部分を開示しない理由

1及び2

条例第7条第2号に該当

（理由）個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

3 条例第7条第3号に該当

（理由）法人に関する情報であって、公にすることによって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

4 当該文書を取得していないため

領収書等添付表

(令和2年度報告分)

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 番号 | ④-5 |
| 項目名 | 研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報広聴費・人件費・事務所費 |

領収書等貼付欄

・【奈良公園室】行政文書写しの交付分

| サイズ | 白黒 カラー | 枚数 | 単価 | 金額 |
|-----|-----------|-----|----|-------|
| A4版 | 白黒 | 23 | 10 | 230 |
| | カラー | 7 | 50 | 350 |
| A3版 | 白黒 | 10 | 10 | 100 |
| | カラー | 84 | 50 | 4,200 |
| 合計 | | 124 | - | 4,880 |

No. 11763-46

納付書兼領収証書

| | | | |
|-------|-------|--------------------|---|
| 納入義務者 | 住所・氏名 | 檀原市今井町2-5-2 奥田寛 | 様 |
|-------|-------|--------------------|---|

| 令和2年度 | | 一般会計 | |
|-----------------|-------------------------------------|------------|----------------------|
| 款 | | 項 | |
| 諸収入 | | 雑入 | |
| 目 | | 節 | |
| 雑入 | | 雑入 | |
| 発行機関 | 奈良県法務文書課 | | |
| 科目コード | 12084 | 収納区分 | 1 事前決議収納 ② 事後決議収納 |
| 納付目的 | 複写料 奈良公園室 情報公開 白黒 33枚 カラー 91枚 | | |
| 領収金額 | 十億 | 百万 | 千 円 |
| | | | ¥ 4880 |
| 上記の金額を領収しました。 | | | |
| 令和2年11月18日 | | | |
| 奈良県出納員 分任出納員 | 氏名 | [Redacted] | |
| | 領収印 | [Redacted] | |

(納入者保管)

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合、按分を必要とする場合は按分率を記載し金額を計算してください。

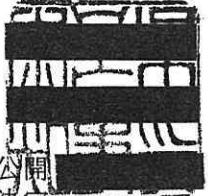
| | |
|--------------|--------|
| 添付領収書合計 | 7880 円 |
| 按分率 | (/) |
| 政務活動費で計上する金額 | 7880 円 |

行政文書一部開示決定通知書

奈 公 第 2 1 0 号
令和2年11月6日

奥田 寛 様

奈良県知事 荒井 正吾



令和2年9月10日付けで請求のありました行政文書の開示について、奈良県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり、行政文書の一部を開示することと決定しましたので通知します。

| | | | |
|--|--|-------------|----------|
| 1 開示する行政文書の名称等 | 別紙のとおり | | |
| 2 開示の実施の方法等 (1) 開示の実施の方法等 * 裏面の説明をお読み下さい | 開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。 実施の方法：閲覧及び写しの交付 なお、(2)に記載した日時のうち都合のよい日を選択することもできます。 | | |
| | 求めることができる開示の実施の方法 | 行政文書の種類・数量等 | 開示の実施の方法 |
| | A 4判文書 白黒 23枚 カラー 7枚 | ①閲覧 | / |
| | A 3判文書 白黒 10枚 カラー 84枚 | ②写しの交付 | 4, 880円 |
| (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所 | 令和2年11月9日から令和3年1月8日まで (奈良県の休日を定める条例に規定する休日を除く。)の9:00から17:00まで 県政情報センター (県庁東棟 1階) 電 話 (0742) 27-8348 | | |
| (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数 | 写しは、写しの作成及び送付に要する費用の納入が確認できしだい送付します。 | | |
| 3 開示しない部分 | 別紙のとおり | | |
| 4 上記部分を開示しない理由 | 別紙のとおり | | |
| 5 4の理由がなくなる期日 | / | | |
| 6 担当する課又は出先機関の名称等 | 地域デザイン推進局 奈良公園室 奈良公園パスタミカド運営係 電 話 (0742) 27-8074 (内線 4309) | | |
| 備 考 | | | |

注1 開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（第11号様式）により申出を行ってください。

開示の実施の方法は、2-(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けることや、部分ごとに異なる方法を選択することもできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます。（ただし、その場合は最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）

事務所における開示の実施を選択される場合には、2-(2)「事務所において開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は、開示を受ける希望日の2日前には当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載して下さい。なお、この場合には写しの作成に要する費用のほかに、郵送料が必要になります。

- 2 「開示の実施の方法等」の欄に、開示請求書に記載されていた「求める開示の実施の方法等」のとおり開示ができる旨が記載されており、かつ、それらの事項の変更を希望されない場合は、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」を提出する必要はありません。
- 3 事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出された場合は、開示を受ける当日、事務所にこられる際に、この通知書を係員に提示してください。

別紙

1. 開示する行政文書の名称

(仮称) 登大路バスターミナル店舗運営管理事業店舗区画②に係る以下の文書

- ・(仮称) 登大路バスターミナル店舗運営管理事業第3回事業者選定委員会(平成30年3月20日開催)の議事内容並びに添付書類のうち、店舗区画②に係る基礎審査及び提案内容審査評価集計表
- ・平成30年3月8日付け起案「(仮称) 登大路バスターミナル店舗運営管理事業の提案内容審査に係るヒアリングの実施について」
- ・奈良県知事が有限会社日本クリーンシステムズ代表取締役宛に発出した平成30年3月9日付け奈公第313号「(仮称) 登大路バスターミナル店舗運営管理事業の提案内容審査に係るヒアリングの実施について(通知)」の写し
- ・平成30年2月24日付けで有限会社日本クリーンシステムズから奈良県知事宛に提出された提案申込書及び提案書
- ・平成30年2月1日付けで株式会社ワールド・ヘリテイジから奈良県知事宛に提出された応募辞退届(平成30年2月1日收受)
- ・平成30年2月22日付けで株式会社近鉄リテーリングから奈良県知事宛に提出された応募辞退届(平成30年2月22日收受)
- ・平成29年2月26日付けで株式会社沓白庵から奈良県知事宛に提出された応募辞退届

奈良公園バスターミナルに係る以下の文書

- ・平成26年12月15日第9回奈良公園地区整備検討委員会資料のうち、議事次第、委員名簿、配席表、目次、2.(仮称) 登大路バスターミナルに係るページ、資料に掲載した地形図の出典について及び議事要旨
- ・平成27年8月7日第10回奈良公園地区整備検討委員会資料のうち、議事次第、委員名簿、配席表、表紙、目次、IIの1からIIの18までのページ、資料に掲載した地形図の出典について及び議事要旨
- ・平成28年3月1日第11回奈良公園地区整備検討委員会資料及び議事要旨
- ・令和元年7月12日付け報道資料「奈良公園バスターミナルの供用後の効果について」のうち、表紙、P1、P4及び7月31日付け追加資料
- ・令和元年12月20日第40回奈良中心市街地公共交通活性化協議会資料1のうち、7ページから15ページまで

3. 開示しない部分

- (1) 個人(公務員、法人の代表取締役及び奈良公園地区整備検討委員を除く。)の氏名及びメールアドレス
- (2) 優秀提案者の名称

4. 上記部分を開示しない理由

- (1) 条例第7条第2号に該当
(理由) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
- (2) 条例第7条第3号に該当
(理由) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるため

目
録
書
目
録

